

令和4年仙審第27号

裁 決

貨物船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 四級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官米倉毅出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年1月28日16時09分少し過ぎ

宮城県仙台塩釜港仙台区

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 498トン

全 長 74.50メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

3 事実の経過

Aは、平成19年3月に進水し、レーダー2台及びGPSプロッターを備えた船尾船橋型鋼製貨物船で、a受審人ほか4人が乗り組み、空倉のまま、船首2.1メートル船尾3.8メートルの喫水をもって、令和4年1月28日16時00分仙台塩釜港仙台区を発し、京浜港に向かった。

ところで、仙台塩釜港仙台区は、同港の南部に位置し、東方に開いた掘込式港湾で、同区南部に陸岸から東方に延びる長さ約1,400メートルの南防波堤が、その東端から南東方約1,000メートル沖合に東北東方に延びる長さ約1,300メートルの沖防波堤が築造され、南防波堤東端から東方約1.6海里のところに仙台第4号灯浮標（以下、灯浮標の名称については「仙台」の冠称を省略する。）が、同灯浮標から南東方約1.5海里のところに第2号灯浮標が、同灯浮標から南西方約500メートルのところに第1号灯浮標がそれぞれ設置されていた。

また、南防波堤と沖防波堤間の切り通し（以下「南切り通し」という。）南方沖合には、仙台南防波堤灯台（以下「南防波堤灯台」という。）から158度（真方位、以下同じ。）730メートル、145度1.49海里、149度1.61海里、174度2.19海里及び179度1,010メートルの各点を順次結んだ線で囲まれる範囲に、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、宮城県漁業協同組合が宮城県知事から免許番号区第3416号として許可を受けた第1種区画漁業の漁場区域（以下「松ヶ浜漁場区域」という。）が設定され、のり養殖施設が敷設されていた。

そして、松ヶ浜漁場区域には、その北端、東端、南東端、南端及び西端に黄色の簡易標識灯各1個が、北端から北東側境界線上に灯高約

1.5メートルで黄色の簡易標識灯6個がそれぞれ設置されていた。

発航に先立ち、a受審人は、南切り通し南方沖合の松ヶ浜漁場区域にのり養殖施設が敷設されていることを知らなかったが、海図、レーダー及びGPSプロッターに航行の支障となる養殖施設などの情報がなかったことから、無難に航行できるものと思い、航程を短縮するつもりで南切り通しを通過して南下することとし、仙台区の代理店から養殖施設等についての情報を入手するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、1.5海里レンジでノースアップとしたレーダー1台及びGPSプロッターをそれぞれ作動させ、操舵スタンドの後方に立って操船に当たり、16時06分少し前南防波堤灯台を右舷側に航過したのち右転し、南切り通しに向けて南下を始め、16時08分少し前南防波堤灯台から125度500メートルの地点で、針路を179度に定め、機関を全速力前進にかけ、11.9ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

こうして、a受審人は、松ヶ浜漁場区域ののり養殖施設に気付かないまま同施設に向首続航し、16時09分半僅か過ぎ船首方にのり養殖施設の黒球を認めて左舵をとったものの、及ばず、16時09分半少し過ぎ南防波堤灯台から157.5度1,100メートルの地点において、Aは、船首が177度を向いたとき、原速力のまま、松ヶ浜漁場区域ののり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力2の西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

その結果、養殖施設は、のり網等に切損などを生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件養殖施設損傷は、仙台塩釜港仙台区において、京浜港に向けて発航する際、水路調査が不十分で、松ヶ浜漁場区域ののり養殖施設に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、仙台塩釜港仙台区において、京浜港に向けて発航する場合、南切り通し南方沖合の松ヶ浜漁場区域にのり養殖施設が敷設されていることを知らなかったのだから、同施設に乗り入れることのないよう、仙台区の代理店から養殖施設等についての情報を入手するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、海図等に航行の支障となる養殖施設などの情報がなかったことから、無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、松ヶ浜漁場区域ののり養殖施設に向首進行して乗り入れる事態を招き、同施設に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 3 月 23 日

仙台地方海難審判所

審判官 管 啓 二